別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率 |
| １　肥料高騰緊急対策事業 | 農業者の組織する団体等※１又は芸西村に住所を有する農業経営者 | 別に示す算定式※２により算出する肥料費の価格上昇分 | 10分の１以内 |

（注）補助金の算定に当たっては１円未満は切り捨てる。

※１　国の肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知）の第３に定める取組実施者（農業者の組織する団体等）※5

※２　算定式＝当年の肥料費※3－｛当年の肥料費÷価格高騰率※4÷0.9｝

※３　令和４年６月から令和４年10月の期間の肥料（秋肥）購入費

※４　国の肥料価格高騰対策で令和４年秋用肥料の価格上昇率として示された率

※５　国の肥料価格高騰対策事業実施要領第３第１項に定める参加農業者は芸西村に住所を有する者を補助対象とする

※６　農業者の組織する団体等に参加する農業者は、個人農業者として補助対象としないものとする

※７　対象となる肥料は、原則として肥料法に基づく肥料を対象とする